

別添 1

歯科医療機関における対応について

国の対応も水際での抑止策から、感染経路が不明のまま、国内どこでも感染が発生する状況を踏まえて、重症化や死亡事例を防ぐ方針に変わっております。本日 2 月 25 日の政府発表で「まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。」とされています。

歯科医療機関へは、日頃のスタンダードプリコーションの徹底をお願いしてきたところですが、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者さんが来院ないし来院の問い合わせがあった際には、「患者を直ちに診療するのではなく」まず最寄りの保健所と連携をするよう徹底をお願いします。(2月13日伝達済)。

現時点では以上の基本的な認識にあります。今後も感染の拡大状況により、新たな対応が求められることも想定され、行政の窓口となる医政局歯科保健課には、遅滞なく情報が共有されるよういっそうの緊密連携を求めています。